

会 費 規 程 施 行 細 則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人葛飾区シルバー人材センター会費規程（以下「規程」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の免除)

第2条 規程第2条第4号の規定による会費については、次の各号の一に該当する場合に限り免除することができる。

(1) 天災、火災等により、経済的困窮状態におちいった場合

(2) 就業が原因の病気、怪我により長期間就業が困難なとき。

(おおむね入院30日以上、自宅臥床60日以上 of 療養)

2 会費の免除を受けようとする者は、所定の会費免除申請書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 会費納入後にあつては、次の会費納入期日以降まで事象の継続又は療養が続く場合は、次の会費を免除対象とする。

(会費の納入)

第3条 会費は、所定の振り込みにより納入する。

(未収会費の督促)

第4条 会費規程第3条1項に規定する納入期日までに納入がない会費については、おおむね次の基準により督促を行う。

第1回目督促・・・当該事業年度の5月上旬とし、納入期限を第1回目督促年月日より20日後とする督促状を送付する。

第2回目督促・・・当該事業年度の7月上旬とし、納入期限を第2回目督促年月日より20日後とする督促状を送付する。

第3回目督促・・・当該事業年度の12月上旬とし、納入期限を第3回目催促年月日より20日後とする督促状を送付する。

(受益等の制限)

第5条 規程第3条第2項の規定による会員としての受益の制限は、次の各号とする。

(1) 会員の就業継続を制限することができる。

(2) 会員への就業紹介を制限することができる。

(3) 会費で運営する共益事業のうち、研修旅行補助、傷病見舞金、災害見舞金、弔慰金の支給を停止することができる。

(4) その他理事会で認めたもの

(委任)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則（平成23年1月31日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附則（平成24年12月25日）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。